

三種町外（秋田県内・秋田県外）業者用

令和3・4年度三種町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

三種町が発注する建設工事にかかる競争入札等に参加を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書を提出してください。

1、資格要件

次のいずれかに該当する方は、三種町に対して業者登録申請を行うことができませんので、ご了承ください。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者
※地方自治法施行令第167条の4に該当する者」とは以下の者を指します。
 - ア) 契約を締結する能力がない者又は破産者で復権を得ない者
 - イ) 次に該当する事実があつてから2年が経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - a) 故意に契約の履行を粗雑に行ったり、品質や数量に関して不正行為をした者
 - b) 入札等の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - c) 落札者の契約締結又は契約者の契約の履行を妨げた者
 - d) 公共発注機関職員が行う監督や検査の職務執行を妨げた者
 - e) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - f) 上記a)～e)に該当してから2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- 3) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
- 4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- 5) 税の滞納が認められる者

2、申請書受付期間

- ・令和3年2月1日から令和3年3月19日までとする。
- ・午前8：30～午後5：15（但し、土・日・祝祭日を除く）
- ※期間を過ぎての随時受付はいたしません。定期受付(上記受付期間内)のみとします。ので、忘れずに申請してください。

3、審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

4、受付場所（提出先）

〒018-2401

秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8

三種町役場 建設課管理係

Tel 0185-85-4820 Fax 0185-72-1536

（申請書宛名） 「三種町長 田川 政 幸 宛」

5、提出方法

- (1) 申請書の提出方法は、三種町役場建設課へ持参か郵送又は宅配です。
- (2) 申請書の部数は1部です。
- (3) 申請書の編集方法は、A4版紙ファイルへの綴じ込みとし、ファイルの表紙及び背に商号又は、名称を必ず記載してください。

6、有効期間

令和3年5月1日～令和5年4月30日まで（2年間）

7、提出書類

別表参照（**三種町様式1-1**のほか添付書類が必要です。）

※秋田県様式、又は国土交通省等様式で申請の場合は、必ず**三種町様式1-1**の添付をお願いいたします。

8、登録及び格付け工種等級区分

1) 登録

登録は三種町内業者、秋田県内業者、秋田県外業者に分けて登録する。

- ① 三種町内業者とは、三種町内に主たる営業所等（以下「本店」という。）又は、従たる営業所等（以下「支店」という。）を有する者
- ② 秋田県内業者とは、①以外で秋田県内に本店又は支店を有する者
- ③ 秋田県外業者とは、秋田県外に本店又は支店を有する者
- ④ 本店と支店の2重登録はできません。

2) 等級格付け

三種町建設工事入札制度実施要綱により、次の15工種について、等級格付けを行います。

工種		等級区分			
1	一般土木工事	A	B	C	D
2	法面工事	A			D
3	建築一式工事	A	B	C	D
4	電気工事	A	B		D
5	給排水暖冷房衛生設備工事	A	B		D
6	鋼構造物工事	A	B		D
7	ほ装工事	A	B		D
8	一般塗装工事	A	B		D
9	路面標示工事	A			D
10	機械器具設置工事	A			D
11	電気通信工事	A			D
12	造園工事	A	B		D
13	さく井工事	A			D
14	水道施設工事	A			D
15	解体工事	A			D

上記以外のその他工種については、登録はしますが格付けはしません。

3) 資格審査結果について

資格審査結果は、三種町ホームページで公表します。5月1日以降三種町ホームページでご確認ください。

9、その他

1) 建設業者登録名簿は、公表します。

(工種、等級格付、会社名、代表者名、所在地)

2) 格付け後においても税金等の未納・滞納が確認された場合は指名業者として選定されませんのでご注意ください。

4) 格付け後、申請内容に変更がある場合は、変更の届出が必要になります。

5) 申請後、法改正等の理由で、今回提出していただいた書類以外の書類を提出していただく場合がありますので、その際は何卒ご協力ください。

別表

	書類名	様式 番号等	1、 秋田県の等級格 付け業者	2、 1以外で、経営事項審 査を受けている業者
1	令和3・4年度 三種町建設工事入札参加資格審査申請書	三種町 様式 1-1	○	○
2	・完成工事高計算内訳明細 (経審の際使用した工事経歴書又は、完成工事高 の内訳明細書で可) ・技術職員名簿 ・技術職員以外の職員名簿 (技術職員以外の総数のわかるもの) ・営業所等一覧(無ければ不要) ・使用印鑑届	秋田県 様式 又は 国土 交通省 等 様式	○	○
3	誓約書	様式6	○	○
4	建設業の許可通知書	写し	○	○
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値 通知書(審査基準日が最新のもの)	写し	○	○
6	秋田県の建設工事入札参加資格審査結 果について(通知) R1・2年度登録分	写し	○	×
7	法人の場合にあっては商業登記簿謄本、 個人の場合にあっては身分証明書	写し可	○	○
8	市区町村税の納税証明書 (本店と委任支店分) 法人の場合は、 会社に係る納税証明書 個人の場合は、 本人に係る納税証明書	写し可	○	○
9	法人の場合は、 「法人税」と「消費税及び地方消費税」の未 納税額のない旨の証明書(その3の3) 個人の場合は、 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」 の未納税額のない旨の証明書(その3の2)	写し可	○	○
10	県税納税証明書(県税全般に滞納がない旨の 証明書) (秋田県外業者の場合:本店と委任支店を置 く都道府県の納税証明書)	写し可	○	○
11	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	写し	△	△
12	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の 加入義務がないことの申出書	様式11	×	△
支店へ契約締結等を委任する場合は、次の書類も必要です。				
13	契約締結等に関する委任状 (使用印鑑を押印すること)	自社 様式可	○	○
14	委任支店職員名簿 (委任支店の技術職員の氏名及び資格名がわかる もの及び、委任支店のその他職員(技術職員以外) の総数がわかる名簿)	自社 様式可	○	○

※ 「○」は必ず提出、「△」は該当の場合提出、「×」は不要

・ 公的機関が発行する証明書類は、申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りません。